第13　食品衛生

飲食等による衛生上の危害の発生防止と公衆衛生の向上を目的として「食品衛生法」、「食品表示法」、「長崎県食品衛生に関する条例」及び「長崎市食品衛生に関する規則」等の関係法令に基づき、食品関係営業施設の許認可・監視指導の他、食品衛生知識の普及啓発、食中毒の調査等の業務を実施している。

食品の多様化、製造技術が高度化する今日、消費者の安全を確保するために、科学的判断に基づいた監視指導を行っており、毎年度の食品衛生監視指導計画を策定し、食品営業施設への立入検査、違反食品・不良食品の排除を目的とした収去検査などを実施している。特に、食中毒の多発期を迎える夏期及び大量の食品が流通する年末は、食品一斉取締りを実施するなど監視指導の強化を図っている。

食品衛生法等の一部改正に伴い、令和３年６月１日から原則として全ての食品等事業者が従来の一般衛生管理に加え、ＨＡＣＣＰに沿った衛生管理を実施することが義務化された。これに伴い、衛生講習会を実施し、食品等事業者がＨＡＣＣＰに沿った衛生管理を円滑に導入できるよう指導・助言を行った。

１　営業許可及び監視指導数

（令和７年度監視指導計画）

パブリックコメント等の手続を経て、令和７年度監視指導計画を定め、その中で、監視目標数を次のように設定し、監視活動を実施した。

重要度ランク	ランクの内容	監視回数／年	監視目標件数	実施件数	監視目標達成率(%)
A	危害の発生する可能性が高く、食中毒発生時の社会的影響が非常に大きい施設	３回	312	277	88.8
B	危害の発生する可能性が高い施設	２回	918	729	79.4
C	危害の発生する可能性がある施設	１回	3,970	2,546	64.1
D	危害の発生する可能性が比較的低い施設	（２年に１回）	948	892	94.1
小計			6,148	4,444	72.3
E	危害の発生する可能性が低い施設	必要に応じて	―	594	―
計			―	5,038	―

(1)　食品衛生法による許可を要する食品営業施設の監視状況

区分／年度	営業施設数	監視目標数	営業許可		廃業※	監視指導延件数	監視率（監視目標達成率 %）
			新規※	継続※			
令和３	6,368	6,185	1,233	—	1,133	4,254	68.8
4	6,155	6,292	1,131	—	1,233	5,204	82.7
5	6,250	6,233	1,089	—	994	6,440	103.3
6	6,386	6,310	1,130	—	994	5,609	88.9
7	6,412	6,148	1,146	—	1,122	4,444	72.3

※法改正に伴い旧法による許可施設が許可期間終了後も営業を継続する場合は、許可の更新ではなく新法による新規許可の取得となるため、令和３年６月１日以降は旧法による許可の継続は生じない。
これに伴い、営業許可の新規及び廃業数は旧法許可から新法許可に移行した施設に係るものを含む。

(2)　令和７年度　旧食品衛生法に基づく許可を要する食品関係営業施設の監視状況

業種別＼区分		営業施設数	営業許可		廃業	監視指導延件数
			新規	継続		
総数		1,314	－	－	944	562
飲食店営業	一般食堂・レストラン	557	－	－	393	144
	仕出し・弁当	57	－	－	54	54
	旅館	32	－	－	14	57
	その他	308	－	－	237	67
菓子製造業（含パン）		96	－	－	68	62
乳処理業		0	－	－	0	0
乳製品製造業		1	－	－	0	0
魚介類販売業		72	－	－	62	45
魚介類せり売り営業		0	－	－	0	0
魚肉ねり製品製造業		9	－	－	9	25
食品の冷凍・冷蔵業		26	－	－	15	15
缶詰瓶詰食品製造業		1	－	－	1	2
喫茶店営業		31	－	－	33	3
あん類製造業		1	－	－	0	4
アイスクリーム類製造業		7	－	－	4	13
食肉処理業		3	－	－	2	0
食肉販売業		54	－	－	28	32
食肉製品製造業		1	－	－	0	2
みそ製造業		1	－	－	1	0
ソース類製造業		1	－	－	0	2
酒類製造業		0	－	－	0	0
豆腐製造業		2	－	－	1	4
めん類製造業		7	－	－	4	10
そうざい製造業		43	－	－	17	16
添加物製造業		1	－	－	0	0
清涼飲料水製造業		3	－	－	1	5
氷雪製造業		0	－	－	0	0

(3)　令和７年度　改正食品衛生法に基づく許可を要する食品関係営業施設の監視状況

区分 / 業種別	営業施設数	営業許可		廃業	監視指導延件数
		新規	継続※		
総数	5,098	1,146	－	178	3,882
飲食店営業	3,891	907	－	143	2,615
調理の機能を有する自動販売機	19	6	－	2	9
食肉販売業	94	31	－	4	133
魚介類販売業	184	47	－	8	227
魚介類競り売り営業	1	0	－	0	2
集乳業	0	0	－	0	0
乳処理業	0	0	－	0	0
特別牛乳搾取処理業	0	0	－	0	0
食肉処理業	6	1	－	0	11
食品の放射線照射業	0	0	－	0	0
菓子製造業	447	81	－	12	369
アイスクリーム類製造業	3	0	－	1	7
乳製品製造業	0	0	－	0	0
清涼飲料水製造業	6	1	－	0	9
食肉製品製造業	3	0	－	0	18
水産製品製造業	138	22	－	4	249
氷雪製造業	3	0	－	0	9
液卵製造業	0	0	－	0	0
食用油脂製造業	0	0	－	0	0
みそ又はしょうゆ製造業	8	0	－	0	2
酒類製造業	4	0	－	0	2
豆腐製造業	5	1	－	0	14
納豆製造業	0	0	－	0	0
麺類製造業	20	5	－	2	34
そうざい製造業	152	26	－	1	92
複合型そうざい製造業	0	0	－	0	0
冷凍食品製造業	25	7	－	0	34
複合型冷凍食品製造業	1	1	－	0	0
漬物製造業	70	8	－	1	35
密封包装食品製造業	8	1	－	0	4
食品の小分け業	9	1	－	0	4
添加物製造業	1	0	－	0	3

※新法に基づく許可は、許可期間が終了したものがないため、許可の継続は生じていない。

(4)　令和７年度　改正食品衛生法の届出を要する食品関係営業施設の監視状況

業種別＼区分		営業施設数	監視指導延件数
総　数		3,109	594
旧許可業種であった営業	魚介類販売業（包装済みの魚介類のみの販売）	153	13
	食肉販売業（包装済みの食肉のみの販売）	211	20
	乳類販売業	529	55
	氷雪販売業	7	3
	コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）	131	0
販売業	弁当販売業	31	8
	野菜果物販売業	235	45
	米穀類販売業	64	1
	通信販売・訪問販売による販売業	7	0
	コンビニエンスストア	182	44
	百貨店、総合スーパー	110	186
	自動販売機による販売業（コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）を除く。）	128	1
	その他の食料・飲料販売業	457	91
製造・加工業	添加物製造・加工業（法第 13 条第１項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。）	1	0
	いわゆる健康食品の製造・加工業	2	1
	コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く。）	48	5
	農産保存食料品製造・加工業	21	1
	調味料製造・加工業	15	1
	糖類製造・加工業	0	0
	精穀・製粉業	5	0
	製茶業	15	3
	海藻製造・加工業	11	2
	卵選別包装業	0	0
	その他の食料品製造・加工業	302	10
上記以外のもの（改正法による改正後の法第 68 条第３項において準用されるものを含む。）	行商	123	1
	集団給食施設	309	101
	器具、容器包装の製造・加工業（合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。）	2	0
	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	1	0
	その他	9	2

2　収去検査

食品衛生法に基づく規格及び基準に違反している食品、又は不衛生食品等を排除するため、食品衛生監視員が市内で製造・販売している食品を収去し、長崎市保健環境試験所で検査を実施している。

(1)　食品等収去試験状況（乳類を除く）

区分／年度		収去検体数	不良検体数	不良理由					不良率(%)
				大腸菌群	異物	添加物使用基準	法定外添加物	その他	
令和３		449	2	0	0	0	0	2	0.4
4		462	0	0	0	0	0	0	0.0
5		515	0	0	0	0	0	0	0.0
6		521	0	0	0	0	0	0	0.0
7		461	1	0	0	0	0	1	0.2
内訳	魚介類	31	0	0	0	0	0	0	0.0
	冷凍食品	20	0	0	0	0	0	0	0.0
	魚介類加工品	46	0	0	0	0	0	0	0.0
	肉卵類・その加工品	40	0	0	0	0	0	0	0.0
	乳製品	15	0	0	0	0	0	0	0.0
	乳類加工品	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	ｱｲｽｸﾘｰﾑ類・氷菓	6	0	0	0	0	0	0	0.0
	穀類・その加工品	99	0	0	0	0	0	0	0.0
	野菜類果物・その加工品	78	1	0	0	0	0	1	1.3
	菓子類	103	0	0	0	0	0	0	0.0
	清涼飲料水	4	0	0	0	0	0	0	0.0
	酒精飲料	8	0	0	0	0	0	0	0.0
	氷雪	3	0	0	0	0	0	0	0.0
	水	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	缶詰・瓶詰食品	3	0	0	0	0	0	0	0.0
	その他の食品	5	0	0	0	0	0	0	0.0
	添加物	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	器具・容器包装	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	おもちゃ	0	0	0	0	0	0	0	0.0

※　「不良検体数」は食品衛生法に違反した検体数(実数)

(2)　乳類収去試験状況

区分／年度	収去検体数	不適検体数	不適理由						不適率(%)
			無脂肪固形物	乳脂肪分	比重	酸度	細菌数	大腸菌群	
令和３	17	0	0	0	0	0	0	0	0.0
4	17	0	0	0	0	0	0	0	0.0
5	14	0	0	0	0	0	0	0	0.0
6	15	0	0	0	0	0	0	0	0.0
7	15	0	0	0	0	0	0	0	0.0

3　魚介類の検査結果

魚介類の有害物質による汚染の状況を把握するため、市場や漁協において買い上げた魚介類を長崎市保健環境試験所にて検査している。

また、生食用かきの規格検査及び生食用かきの採取海域に指定されている琴海地区、戸石地区及び深堀地区で海水の検査を実施した。

(1)　魚類の水銀とＰＣＢ検査結果

暫定的規制値　総水銀　0.4ppm　（メチル水銀 0.3ppm）

PCB　遠洋沖合魚介類　0.5ppm　内海内湾魚介類　3ppm

（買上年月日：令和８年２月 10 日）

No.	魚　　種	定　量　値　(ppm)		試料匹数	漁　獲　水　域
		総　水　銀	Ｐ　Ｃ　Ｂ		
1	マイワシ	0.03	−	10	五島沖
2	ウルメイワシ	0.18	−	5	
3	カイワリ	0.06	<0.01	11	
4	ヒメアジ	0.06	−	5	
5	アオアジ	0.16	−	6	
6	マアジ	0.04	−	7	
7	タチウオ	0.08	<0.01	5	
8	アカヤガラ	0.03	−	3	
9	マサバ	0.23	−	5	
10	ゴマサバ	0.11	−	5	
11	ヤマトカマス	0.12	<0.01	6	
12	シロサバフグ	0.11	−	6	
13	サワラ	0.04	−	5	

(2)　畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査結果（再掲）

食　品　名	収去数	抗　生　物　質	合成抗菌剤	そ　の　他	収去年月日
養殖トラフグ	1	陰　性	陰　性	陰　性	R7.12. 1
養殖マダイ	1	陰　性	陰　性	陰　性	R7.12. 1

(3)　生食用かきの成分規格検査(再掲)及び採取海域の海水検査

琴海海域については、当分の間生食用かきを出荷する見込みが無い旨を生産者団体から聞き取ったため、生食用かきの成分規格検査を見送った。

ア　生食用かきの成分規格検査

食品名	収去数	採取海域	細菌数	E.coli 最確数	収去年月日
かき	1	深堀（大籠馬落とし地先）	適	適	R７．５．14
	1	深堀（大籠馬落とし地先）	適	適	R７.10．６
	1	戸石（島の前）	適	適	R７．５．14
	1	戸石（毛屋）	適	適	R７．５．14
	1	戸石（曲崎）	適	適	R７．５．14
	1	戸石（島の前）	適	適	R７.10.14
	1	戸石（毛屋）	適	適	R７.10.14
	1	戸石（曲崎）	適	適	R７.10.14

イ　採取海域の海水検査

品　名	検体数	採　水　ポ　イ　ン　ト	大腸菌群最確数	採水年月日
海水	1	深堀（大籠馬落とし地先A地点）	適	R７．５．14
	1	深堀（大籠馬落とし地先A地点）	適	R７.10．６
	1	深堀（大籠馬落とし地先C地点）	適	R７.10．６
	5	琴海（形上湾）	不適(※1)	R７.10.14
	2	琴海（吉ノ浦）	不適(※1)	
	2	琴海（古泊海岸）	適	
	5	琴海（形上湾）	適	R８．１.26
	2	琴海（吉ノ浦）	適	
	2	琴海（古泊海岸）	適	
	1	戸石（島の前）	適	R７．５.14
	1	戸石（曲崎）	適	
	1	戸石（毛屋）	適	
	1	戸石（島の前）	適	R７.10.14
	1	戸石（曲崎）	適	
	1	戸石（毛屋）	適	

※ 生食用かきは出荷していない。

4　観光関連施設等監視事業

観光都市として、旅館等の宿泊施設や旅行客が利用する飲食店など観光関連施設等における食中毒は、健康被害にとどまらず観光業界全体にも大きな打撃を与えるため、立入検査を実施し重点的に監視指導を行っている。

観光関連施設等の監視指導とＡＴＰ拭き取り検査実施状況

実施期間	対　象　施　設	立入検査	ＡＴＰ拭き取り検査	
		実 施 数	実施施設数	検査検体数
7年7月9日～ 8年2月27日	観光関連施設	199	53	240
7年5月8日～ 7年6月5日	学校給食	25	24	128
7年10月17日～ 8年2月27日	福祉施設給食 （保育所、老人福祉施設等）	43	39	184
7年11月4日～ 8年2月24日	病院給食	21	21	108
計		288	137	660

5　食中毒

食中毒防止のため、日常監視を強化しているが、特に食中毒を起こしやすい業種（旅館、弁当、仕出し、そうざい等)、大規模な食中毒が発生する可能性が高い施設（集団給食施設、各種製造所等）に対しては、重点的に監視指導をしている。

食中毒あるいはその疑いがあるとして医療機関等から届出がなされると、疫学調査、細菌検査等を実施し、原因食品、原因物質の究明を行い、食中毒の拡大及び再発の防止に努めている。

また、市の広報紙やホームページ、X、LINEを活用して、営業者や市民に注意を喚起している。

(1)　食中毒発生状況

（1月～12月）

区分＼年	令和3	4	5	6	7
件　　数	6	7	8	4	9
患 者 数	54	10	38	38	43

(2)　令和７年発生内訳

（１月～12 月）

発生月日	原因施設	原因食品	病因物質	患者数
１月 26 日	飲食店	刺身盛り合わせ	アニサキス	1
２月２日	飲食店	ヒラメの刺身	クドア･セプテンプンクタータ	9
４月９日	不明	不明	アニサキス	1
５月５日	飲食店	当該施設において調理、提供された食品	カンピロバクター	3
６月 28 日	家庭	フグ	フグ毒(推定)	1
８月 15 日	飲食店	当該施設において調理、提供された食品	ノロウイルス	7
８月 19 日	飲食店	８月 19 日の夕食に提供されたピラフ	黄色ブドウ球菌	14
11 月５日	飲食店	11 月３日に当該施設において調理、提供された食事	カンピロバクター	4
12 月２日	飲食店	11 月 29 日に当該施設において調理、提供された食事	カンピロバクター	3

６　食品衛生講習会の実施状況

食中毒等、食品に起因する危害を防止するため、食品営業者に対し、施設の管理運営事項等、食品衛生に関する知識を普及させ、自主衛生管理を徹底させるために講習会を実施している。

（令和７年度）

総　　数		食　品　営　業　者		給　食　施　設	
回　数	受講者	回　数	受講者	回　数	受講者
24	1,614	22	1,342	2	272

７　相談等の状況

近年は、食品の加工・製造技術の進歩や食品貯蔵・輸送手段の改善が著しく進むとともに、消費者の嗜好の変化、外食や中食購入の増加など食生活が多様化するなかで、一般消費者からの食品に対する不安や相談について応えることも重要な仕事となっている。

相談処理にあたっては、その原因を究明し、営業者に対する改善指導を行うとともに、その結果を相談者に知らせ理解を得ることとしている。

（令和７年度）

総数	苦　情　・　相　談　内　容					
	有症苦情	異物混入	衛生管理	異味・異臭	表示	その他
2,150	28	7	23	6	64	2,022

※表示については、食品表示法の衛生事項にかかるもの

平成９年度から市民相談窓口を設け、講師の派遣、啓発ビデオの貸し出し等の市民サービスを実施し、市民への食品衛生思想の普及、啓発を図っている。

（令和７年度）

総　　数		講師の派遣		ビデオの貸し出し	
回　数	対象人員	回　数	対象人員	回　数	受講者
13	544	12	524	1	20

8　食品衛生月間

厚生労働省では、食品衛生管理の徹底及び地方公共団体等におけるリスクコミュニケーションへの取組の充実等を図るため、８月を「食品衛生月間」と定めている。長崎市では、食品衛生月間の取り組みとして、次のとおり実施した。

(1)　実施期間　令和７年８月１日～８月 31 日
(2)　実施内容　ア　夏休み親子手洗い食品検査実験教室
　　イ　ポスター配布による広報啓発
　　ウ　のぼりによる広報啓発
　　エ　監視車による広報啓発
　　オ　ホームページ等による広報

9　長崎市食品衛生協会の育成

長崎市食品衛生協会（長崎市内の食品関連業者が自ら食品衛生の向上を図るために組織している。）が行う事業、特に食品衛生責任者講習会、食品衛生指導員による巡回指導等に対し、積極的に指導及び助言を行い、営業者自身による自主検査体制の確立に努めている。特に、指導員活動については事業補助金を交付し、協会の自主活動を助成している。

＊令和７年度末現在	構成組合数及び分会数	27
	会員数	3,514 件
	指導員数	87 人

第14　食肉検査

1　食鳥検査

食鳥肉等に起因する衛生上の危害の発生を防止し、安全でかつ衛生的な食鳥肉を供給するため、食鳥処理施設に検査員として２名の獣医師を派遣していたが、食鳥処理施設の閉鎖に伴い、平成14年５月２日付けで業務を終了した。

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第６次地方分権一括法)」の施行に伴い、平成 29 年４月１日より指定検査機関の指定・監督に係る権限が厚生労働大臣から保健所設置市長（又は都道府県知事）に移譲された。